男鹿市

船川港仁井山

滝沢

九五

弋

六七一

〇・七六七一

〇・七六七一

土砂の崩壊の

主伐として伐

(附属明細書

(附属明細書

のとおり)

のとおり)

のとおり (附属明細書

計画で定める

上のものとす 標準伐期齡以 町村に係る市の所在する市

は、当該立木 ができる立木 採をすること 郡

市

町村

(大字)

字

地

番

(平方メートル)

台

帳

実測又は見込 (ヘクタール)

> 実測又は見込 保安林指定面積

指定の目的

立 指

木

0

方

法 業

定 伐 採 の 施

要

件

(ヘクタール)

伐採種別

標準伐期齢

採に係るもの 別の場合の伐

限度

立木の伐採の

住宅課) .....

2

森

林

0

所

在

場

所

全

面

積

毎週火・金曜日発行

○建築士法による指定事務所登録機関の指定(三八二・建築 ○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(三八一・都 ○基本測量実施の通知(三七九、三八○・建設管理課)………2 ○保安林の指定 (三七八・水と緑の森づくり課) ………1 示 目 次 2

|               | <b>公告</b> (三八五・由利地域振興) (金樂基準法による道路位置の指定(三八五・由利地域振興) (金線基準法による道路位置の指定) (三八五・由利地域振興) (金線基準法による道路位置の指定) (金線基準法による道路位置の指定) (金線基準法による道路位置の指定) (金線基準法による道路位置) (金線基準法による近路をはなるをはなるをはなるをはなるをはなるをはなるをはなるをはなるをはなるをはなる | 公<br>告<br>建築基準 |
|---------------|--|----------------|
| $\overline{}$ | 2  | 部) ::          |
|               | 入会林野整備計画の認可(三八四・秋田地域振興局農林  | 入会林            |
|               | 証紙売りさばき人の指定(三八三・会計管財課)2  | 証紙売            |

)政治団体の収支に関する報告書(一四四)……………… 

9

io 9

<u></u> 四

10

# )公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 )公職の候補者の資金管理団体の届出(一四五)……………

人事委員会規則

| 4 | 一・高校                | 3 | <b>域振興局</b>          | ·入札の実施(技術管理室)3 |
|---|---------------------|---|----------------------|----------------|
|   | 学則の一部を改正する規則(一二・高校・ |   | (の退任及び就任の届出 (山本地域振興局 |                |
|   | 止する規                |   | の届出(                 | <b></b>        |
|   | 部を改工                |   | び就任                  | 施(技            |
|   | 学則の一                |   | の退任及                 | 入札の宝           |

| + 公 建 梁 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | The Control of th |  |
|---|--|--|
|---|--|--|

| す  | - | 事  |
|----|---|----|
| Z  | ) | 務  |
| 規  | 1 | 組  |
| Í  | ĭ | 合  |
| ~: | J | 봈  |
| :  |   | 及び |
| :  |   | 5  |
| :  |   | 监  |
| :  |   | 域  |
|    |   | 連  |
| :  |   | 合  |

○人事委員会規則一一―一 (公平委員会の事務委託市町村、 の管理職員等の範囲)の一部を

10

### 示

### 告

項の規定により、次の森林を保安林に指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

| £J   |  |
|------|--|
| 秋田   |  |
| H    |  |
| 県知事  |  |
| 챞    |  |
| 争    |  |
| 1.1. |  |
| 佐    |  |
| ,,   |  |
| 竹    |  |
| 444  |  |
| 敬    |  |
| 4    |  |
| 久    |  |

秋田県告示第三百七十八号 平成二十一年八月二十一日

| K44                            |  |
|--------------------------------|--|
| ЫĴ                             |  |
| 届                              |  |
| 「附属明細書」は、                      |  |
| 明                              |  |
| éШ                             |  |
| 邗田                             |  |
| 韭                              |  |
| =                              |  |
| _                              |  |
| ) l.                           |  |
| は                              |  |
| `                              |  |
|                                |  |
| 省                              |  |
| 므                              |  |
| 昖                              |  |
| 略し                             |  |
| し                              |  |
| `                              |  |
|                                |  |
| 巴                              |  |
| 1.1.                           |  |
| 枛                              |  |
| 10                             |  |
| 小                              |  |
| 農林水産部水と緑の森づくり課、                |  |
| 生                              |  |
| 쌂                              |  |
| 11                             |  |
| 八                              |  |
| L                              |  |
| $\subset$                      |  |
| 紀                              |  |
| Ţ.γ.                           |  |
| 0                              |  |
|                                |  |
| 綵                              |  |
| 3                              |  |
| ン                              |  |
| 1                              |  |
| `                              |  |
| n                              |  |
| -/-                            |  |
| 課                              |  |
| ۳.                             |  |
|                                |  |
| FJ                             |  |
| エハ                             |  |
|                                |  |
| Ħ                              |  |
| Ħ                              |  |
| 田地                             |  |
| 田地は                            |  |
| 田地域                            |  |
| 田地域医                           |  |
| 田地域振                           |  |
| 田地域振興                          |  |
| 田地域振興                          |  |
| 田地域振興局                         |  |
| 田地域振興局                         |  |
| (田地域振興局農                       |  |
| (田地域振興局農)                      |  |
| 田地域振興局農林                       |  |
| 出地域振興局農林部                      |  |
| (田地域振興局農林部)                    |  |
| (田地域振興局農林部及                    |  |
| (田地域振興局農林部及)                   |  |
| 、田地域振興局農林部及び                   |  |
| (田地域振興局農林部及び甲                  |  |
| (田地域振興局農林部及び男                  |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿                 |  |
| 田地域振興局農林部及び男鹿                  |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市                |  |
| は田地域振興局農林部及び男鹿市の               |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役               |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役所              |  |
| は田地域振興局農林部及び男鹿市役所              |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役所に             |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役所に舞            |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備            |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え           |  |
| 、田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え           |  |
| 地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え             |  |
| は田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置          |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置い         |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて        |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて        |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦       |  |
| 「田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦       |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧      |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧!     |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に     |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に#    |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供    |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供す   |  |
| 『田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供す   |  |
| (田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する  |  |
| 5田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。 |  |

住 売

所 及

び 氏 名の

売りさばき場所

指定年月日

りさばき人

|横手市中央町八番十|横手市中央町八番

## 秋田県告示第三百七十九号

の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。 定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施 平成二十一年八月二十一日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規 敬 久

秋田県知事 佐 竹

作業を行う地域 作業の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成業務

作業を行う期間 秋田市、潟上市、 南秋田郡五城目町

 $\equiv$ 

平成二十一年八月一日から平成二十二年三月三十一日まで

### 秋田県告示第三百八十号

定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施 通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。 平成二十一年八月二十一日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規

秋田県知事 佐 竹 敬

久

県

公

秋

田

作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

作業を行う地域

作業を行う期間

### 秋田県告示第三百八十一号

定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用す 都市計画の案を縦覧に供する。 る同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規 当該

Ŧi.

都市計画の案の縦覧期間 平成二十一年八月二十一日 (金)

三 秋田市山王一丁目一番

一 号

秋田市都市整備部都市計画課

事に意見書を提出することができる。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬

久

都市計画の種類

都市計画の案の名称 秋田都市計画道路(一・四・二号秋田中央道路、三・二・一

号秋田駅八橋線及び三・一・八号秋田駅東中央線)の変更

秋田県告示第三百八十二号

項の規定により、次のとおり指定事務所登録機関を指定したの

平成二十一年八月二十一日

久

| 所協会社団法人秋田県建築士事務                             | 名称                 |
|---|--------------------|
| カンビル六階 秋田県秋田市山王三丁目一番七号 東                    | 住所                 |
| 王三丁目一番七号 東カンビル六階<br>社団法人秋田県建築士事務所協会 秋田県秋田市山 | 事務所登録等事務を行う事務所の所在地 |
| 平成二十一年十月一日                                  | 事務の開始の日            |
| 平成二十一年八月六日                                  | 指定年月日              |

### 秋田県告示第三百八十四号

第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定した

同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事

佐

竹

敬

久

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条

社団法人横手市観光 横手市ふれあいセ

十日日 平成

二十一年八月

ンター

一階売店

号

十二号

秋田県告示第三百八十三号

四十一年法律第百二十六号)第十一条第一項の規定により、 潟町夜叉袋入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したの 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 同条第三項の規定に基づき、 公告する。 (昭和 八郎

平成二十一年八月二十一日

秋田県告示第三百八十五号

認可の年月日 平成二十一年八月二十一日

整備計画の名称

八郎潟町夜叉袋入会林野整備計画

佐

竹

敬

久

定に基づき、公告する。 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

四

都市計画の案の縦覧場所

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

秋田市山王四丁目一番二号 秋田市山王四丁目一番一号

秋田地域振興局建設部都市計 建設交通部都市計画課

から同年九月四日(金)まで

の規定に基づき、公示する。 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第一 同法第二十六条の三において準用する同法第十条の六第一項

秋田県知事 佐 竹 敬

大

町三丁目、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁

中通七丁目、東通仲町、東通一丁目及び東通二丁目の一部

変更する部分
秋田市山王三丁目、旭北錦町、旭北寺町、

都市計画を変更する土地の区域

公

入札に付する事項

業務名

| 田建設 代表取締役 吉田義次由利本荘市中梵天七十八番地一 株式会社吉 | 申請者の住所及び氏名 |
|------------------------------------|------------|
| 由利本荘市土谷字前田五番三十四                    | 道路の位置の指定箇所 |
| 三十二・〇五メートル                         | 道路の延長      |
| 六・〇〇メートル                           | 道路の幅員      |
| 平成二十一年八月七日                         | 指定年月日      |

### 公

### 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定に基づ 公告する。

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬

久

公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資 平成二十一年度 公共事業労務費調査業務委託 Ŧi.

履行期限 平成二十一年十二月二十二日まで

業務場所

秋

田

料作成業務

一式

県

業務概要

別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこ

務費調査)を元請として完了させた実績があること 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(公共事業労

を有する者であること。

手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二 十五号に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更正 (手続開始の決定を受けた者を除く) でないこと。

社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。

当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

設計図書等を示す場所等

並びに問い合わせ先 本業務に係る設計図書、 入札説明書及び仕様書の交付場所

> 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番 (電話〇一八一八六〇一二四一九)

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九 交付方法

の場所において随時交付する。 八月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、 号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年

入札執行の日時及び場所

四

秋田県庁 七階 七十一会議室 平成二十一年九月一日(火)午後一時三十分

ころによる。ただし、財務規則第百六十二条各号のいずれかに 該当する場合は免除する。 務規則」という。)第百六十条及び第百六十一条に規定すると 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財 入札保証金

入札の方法

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ 札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る 額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数 すること。 た契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載 があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

入札の無効

財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

契約書作成の要否

(五) (四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入

一号 (六) 札説明書に記載された必要資料等を提出すること。 詳細は、入札説明書による。

役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に 項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 山本郡三種町下岩川土地改良区から次のとおり

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事 佐 竹

就任理事の住所及び氏名 退任理事の住所及び氏名 山本郡三種町下岩川字外ノ沢八十番地三 山本郡三種町下岩川字小町川向二十九番地三 字增沢十五番地 字達子野八十九番地 字不動田十番地 字外ノ沢八十番地三 字達子四十六番地 字長面百七番地 字十二林十八番地 字中野八十九番地 七十五番地 近藤 近藤 石井 近藤 正幸 勝也 幸 修 一 一 勝久 薫

字長面百七番地 字中野八十九番地 字不動田十番地 字小町川向二十九番地三 字達子百五十番地 字谷地ノ沢山根十二番地二 五十九番地 後藤 近藤 石井 近藤 佐々木宏幸

幸一

勝久 範夫

英司

退任監事の住所及び氏名 山本郡三種町下岩川字宮ノ目五十四番地 字增沢十五番地 字達子野八十九番地 正幸 礼

山本郡三種町下岩川字谷地ノ沢山根十三番地

就任監事の住所及び氏名

字達子百五十番地

三村 池内日出男

一則

本郡三種町下岩川字宮ノ目五十四番地 教 字中谷地百十一番地二 字十二林十八番地

礼一

近藤 薫

### 育 委 員 会 規 則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十一年八月二十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

# 秋田県教育委員会規則第十二号

号)の一部を次のように改正する。 秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中「二四〇」を「二八 田県立平成高等学校の項中「二二〇」を「一七五」に改め、同表 県立雄勝高等学校の項中「三一五」を「二九〇」に改め、同表秋 ○」を「一○五」に、「二二○」を「二一○」に改め、同表秋田 四〇」に改め、同表秋田県立羽後高等学校の項中「三六〇」を ○」に改め、同表秋田県立矢島高等学校の項中「二六五」を「二 巣農林高等学校の項中「四○」を「八○」に、「八○」を「四 高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立鷹 学校の項中「六〇〇」を「五六〇」に改め、同表秋田県立湯沢北 ○」に、「一○五」を「一一○」に改め、同表秋田県立大曲高等 「三四五」に改め、同表秋田県立湯沢商工高等学校の項中「一一 別表①の表秋田県立能代北高等学校の項中「三六〇」を「三二

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

湯沢北高等学校の項中「八○」を「四○」に改める。

手高等学校の項中「二四○」を「二八○」に改め、同表秋田県立

に、「三六○」を「三二○」に改め、別表□の表秋田県立横

### 教 育 委 員 会 公 告

会規則第十二号)第八条の規定により、公告する。 募集するので、秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員 平成二十二年度に秋田県立中学校に入学する生徒を次のとおり

平成二十一年八月二十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

入学願書の提出期日及び提出先

(金) まで 提出期日 平成二十一年十二月一日 (火) から同月四日

志願先中学校長とする

検査期日 平成二十二年一月八日 **金** 

勇

二十二年三月三十一日までに小学校を卒業見込みの者。 二号)に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有し、 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十 平成

募集定員

兀

秋田県立横手清陵学院中学校 秋田県立大館国際情報学院中学校 八〇名 八〇名

選抜結果の通知 平成二十二年一月十五日

その他

六 五

二十二年度秋田県立中学校入学者選抜要項」によるものとす 入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「平成

平成二十二年度秋田県立中学校入学者選抜要項

秋田県教育委員会

出願資格

成二十二年三月三十一日までに小学校を卒業見込みの者。 二号)に定める通学区域の市町村の 区域内に住所を有し、 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十 平

秋田県立大館国際情報学院中学校 秋田県立横手清陵学院中学校 八〇名 八〇名

入学願書を、志願先中学校長に提出する。

兀 出願手続き

 $(\longrightarrow)$ 中学校長に提出する 入学志願者は、入学願書を在学する小学校長を経て志願先

に提出する。 小学校長は、受検者名簿を所定の期間内に志願先中学校長

交付する。 学院中学校は、前記○、 秋田県立大館国際情報学院中学校並びに秋田県立横手清陵 口の書類を受理したときは受検票を

出願等の期日

入学願書の提出期間 平成二十一年十二月一日 (火) から同月四日 (金) 正午ま

志願者数の公表

平成二十一年十二月七日 (月

小学校長からの報告書の提出期間

適性検査、作文及び面接の実施 平成二十二年一月四日(月)から同月五日 火 まで

社会の教科横断的な課題の適性検査を

作文を課す。

作文終了後、個人及び集団面接を行う

適性検査、作文及び面接の実施会場

学校とする。 秋田県立大館国際情報学院中学校、秋田県立横手清陵学院中

適性検査・作文及び面接の日程 平成二十二年一月八日(金)

|      | 時間  |     |
|------|---|-----|
| 適性検査 | 九・三〇~                                     | 第一時 |
| 作文   | 五 (一) | 第二時 |
|      | ○   |     |
| 面接   | ○ 「                                       | 第三時 |
|      |   |     |

九 選抜結果の通知

学する小学校長にも通知する。 平成二十二年一月十五日(金)に本人に通知する。また、 在

その他

入学者選抜実施要綱」によるものとする その他の事項については、「平成二十二年度秋田県立中学校

り募集するので、秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委 員会規則第六号)第七条第二項の規定により、公告する 平成二十二年度に秋田県立高等学校に入学する生徒を次のとお

平成二十一年八月二十一日

全日制の課程及び定時制の課程 秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

選抜の種類

その両方を実施する。 一般選抜を必ず行い、これに前期選抜又は後期選抜、若しくは 前期選抜、一般選抜、後期選抜を設定する。各高等学校は、

入学願書の提出期間及び提出先

提出期間

(1) 前期選抜 (水)まで 平成二十二年一月十八日 (月) から同月二十

- 後期選抜 平成二十二年三月十六日 (火) から同月十八 一般選抜 平成二十二年二月十五日 (水) まで (月) から同月十七
- 入学検定料 全日制の課程にあっては二、二〇〇円、 提出先 各志願先高等学校長 日 (木) まで
- 入学志願者検査日

の課程にあっては九五〇円

- 前期選抜(面接等) 平成二十二年二月二日 火
- 理科及び英語) 一般選抜(学力検査等) 平成二十二年三月五日 全日制の課程の実施教科 五教科 (国語、社会、数学、 金)
- (2) 定時制の課程の実施教科 三教科 (国語、数学及び英
- 出願資格 後期選抜 (面接等) 平成二十二年三月二十三日 (火

Ŧī.

前期選抜

- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 二十二年三月に卒業する見込みの者で、高等学校が示す 「出願の条件」を満たしている者。県外居住者も出願でき
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 等学校が示す「出願の条件」を満たしている者。県外居住 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、高 者も出願できる。 一般選抜
- 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前② 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 期選抜で合格していない者。

| 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前日|| 全日制の課程|| 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成

期選抜で合格していない者。県外居住者も出願できる。

- 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前金日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、 後期選抜 期選抜、一般選抜で合格していない者。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 期選抜、一般選抜で合格していない者。県外居住者も出願 二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前
- 六 募集する学校名、学科名及び人員 全日制の課程

ツ

井

高

等

学

校

普

通

科

八〇名

| 八〇名   | 男女  | 科 | ,111,       | 通      | 普 | 内沢高等学校           | 米  |
|---|-----|---|-------------|--------|---|------------------|----|
| 一二〇名  | 男女  | 科 | 2111,       | 通      | 普 | 巣高等学校            | 鷹  |
| 四〇名   | 男女  | 科 | 境           | 地環     | 緑 | 男                | 雁  |
| 四〇名   | 男女  | 科 | 源           | 物資     | 生 | <b>農木 寄 幹 学</b>  |    |
| 八〇名   | 男女  | 科 | 報           | 際情     | 国 | 12               | 学校 |
| 一二〇名  | 男女  | 科 | ,           | 通      | 普 | 大館国際情報学院高等       | 大館 |
| 三五名   | 男女  | 科 | 建築          | 木・     | 土 |                  |    |
| 七〇名   | 男女  | 科 | 1//2        | 械      | 機 | 館工業高等学校          | 大  |
| 三五名   | 男女  | 科 |             | 気      | 電 |                  |    |
| -<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>1                     | りす  | 科 | 学           | 活科     | 生 | 食畜等学校            | J  |
|   | 見て  | 科 | ,           | 通      | 普 | <b>寄</b>         | 7  |
| 一二〇名  | 女   | 科 | ,112        | 通      | 普 | 館桂高等学校           | 大  |
| -<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- | りかり | 科 | 92          | 数      | 理 | 食属叫语等学校          | 7  |
|   | 見て  | 科 | ,           | 通      | 普 | <b>乳</b> 鲁 哥 等 类 |    |
| 七〇名   | 男女  | 科 | 術           | 境<br>技 | 環 | 功 高 等 考 杉        | /] |
| 三五名   | 男女  | 科 | ,           | 通      | 普 | <b>音</b>         | `  |
| 一二〇名  | 男女  | 科 | ,           | 通      | 普 | 和田高等学校           | +  |
| 一六〇名  | 男女  | 科 | <u>,112</u> | 通      | 普 | 輪高等学校            | 花  |
| 募集人員  | 募   |   | 名           | 学<br>科 |   | 学校名              |    |

| _ |     |     |      |     |               |     |     |        |     |      |      |     |     |                      |     |     |             |        |  |         |
|---|-----|-----|------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|------|------|-----|-----|----------------------|-----|-----|-------------|--------|--|---------|
|   |     |     | 秋    |     | 男             |     |     | 男      |     | 五    | 能    |     |     | 能                    |     |     | 自           | Ŀ<br>Ŀ | 自  | E<br>E  |
|   |     |     | 田    |     | 鹿             |     |     | 鹿      |     | 城    | 代    |     |     | 代                    |     |     | f           | t      | f  | t       |
|   |     |     | 西    |     | <u>T</u>      |     |     | 海      |     | 目    | 西    |     |     | Ι.                   |     |     | #           | Ł      |  | 事       |
|   |     |     | 高    |     | 業高            |     |     | 洋<br>高 |     | 高    | 高    |     |     | 亲<br>古               |     |     | 青           | 岢      |  |         |
|   |     |     | 等    |     | 向<br><u>华</u> |     |     | 等      |     | 等    | 等    |     |     | <b>阿</b><br><b>笑</b> |     |     | 4           | 争      |  | <b></b> |
|   |     |     | 学    |     | 等<br>学        |     |     | 学      |     | 学    | 学    |     |     | 業高等学                 |     |     | 7           | 类      | =  | 学       |
|   |     |     | 校    |     | 校             |     |     | 校      |     | 校    | 校    |     |     | 校                    |     |     | 木           | 交      | 木  | 交       |
|   | 環   | 生   | 普    | 設   | 電             | 機   | 海   | 海      | 普   | 普    | 総    | 理   | 都   | 建                    | 電   | 機   | 英           | 普      | 理  | 普       |
|   | 境   | 物   |      | 設備シ | 気             |     | 洋   | 洋      |     |      | 合    | 数   | 市   | 築                    |     |     |             |        |  |         |
|   | 土   | 資   | 通    | ス   | 電             | 械   | 科   | 環      | 通   | 通    | _    | 工   | 工   | 木                    | 気   | 械   | 語           | 通      | 数  | 通       |
|   | 木   | 源   |      | テム  | 子             |     | 学   | 境      |     |      | 学    | 学   | 学   | 材                    |     |     |             |        |  |         |
|   | 科   | 科   | 科    | 科   | 科             | 科   | 科   | 科      | 科   | 科    | 科    | 科   | 科   | 科                    | 科   | 科   | 科           | 科      | 科  | 科       |
|   | 男女  | 男女  | 男女   | 男女  | 男女            | 男女  | 男女  | 男女     | 男女  | 男女   | 男女   | 男女  | 男女  | 男女                   | 男女  | 男女  | 7           | Z      | 5  | 男<br>女  |
|   | 四〇名 | 四〇名 | 二〇〇名 | 四〇名 | 四〇名           | 四〇名 | 三五名 | 三五名    | 七〇名 | 一二〇名 | 一〇五名 | 三五名 | 三五名 | 三五名                  | 三五名 | 三五名 | -<br>-<br>( | j j    | -<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- |         |

|     |   | 由利高等学校   |   | 本荘高等学校 |    |      | 秋田工業高等学校 |             |   | 新屋高等学校 | 秋田中央高等学校 |     | 日有高  | 秋田北高等学校 | 鲁                                    | 目 第 |     |     | 金足農業高等学校 |
|-----|---|----------|---|--------|----|------|----------|-------------|---|--------|----------|-----|------|---------|--------------------------------------|-----|-----|-----|----------|
| 機   | 国 | 理        | 普 | 普      | 工業 | 建    | 土        | 電           | 機 | 普      | 普        | 英   | 普    | 普       | 理                                    | 普   | 生活  | 造園  | 食品       |
| 械   | 際 | 数        | 通 | 通      | 化学 | 築    | 木        | 気           | 械 | 通      | 通        | 語   | 通    | 通       | 数                                    | 通   | 科学  | 緑地  | 流通       |
| 科   | 科 | 科        | 科 | 科      | 科  | 科    | 科        | 科           | 科 | 科      | 科        | 科   | 科    | 科       | 科                                    | 科   | 科   | 科   | 科        |
| 男女  |   | 男女       |   | 男女     |    | 男女   |          | 見           | 男 | 男女     | 男女       | 男女  | 男女   | 男女      | りかり                                  | 男   | 男女  | 男女  | 男女       |
| 四〇名 |   | 一九<br>○名 |   | 二四〇名   |    | 一二〇名 |          | -<br>-<br>( |   | 二〇〇名   | 二四〇名     | 三五名 | 二八〇名 | 二四〇名    | 三<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- |     | 四〇名 | 四〇名 | 四〇名      |

| 角館南高等学校 普 通 科女 一〇 | 角館高等学校普通科男女二C | 土木・建築科 男女 三 | 大曲工業高等学校 電 気 科 男女 七 | 機械科男女二 | 商業科男女四 | 大曲高等学校英語 科男女 二 | 普 通 科 男女 一六 | 大曲農業太田分校 普 通 科 男女 三 | 生活科学科男女四 | 大曲農業高等学校 生物工学科 男女 四 | 農業科学科男女一 | 西仙北高等学校 普 通 科 男女 一〇 | 住 登 住 高 等 47 木<br>情報メディア科 男女 二 | 胃 采 高 穿 兰 交   普 通 科 男女 一二 | 西目高等学校総合学科男女一六 | 矢島高等学校普 通 科男女 八 | 建築科男女四 | 日 禾 二 弟 高 쇹 弓 木 一 環境システム科 男女 四 |  |
|-------------------|---------------|-------------|---------------------|--------|--------|----------------|-------------|---------------------|----------|---------------------|----------|---------------------|--------------------------------|---------------------------|----------------|-----------------|--------|--------------------------------|--|
| 一〇五名              |               |             | 七〇名                 | 三五名    | 四〇名    | 三五名            |             |                     | 四〇名      | 四〇名                 |          | 一〇五名                |                                |                           |                | 八〇名             | 四〇名    | 四〇名                            |  |

|    |     |        |    |             |     | I DH             |                |         |          |        |        |         |                                       |             |             |             |        |                   |             |
|----|-----|--------|----|-------------|-----|------------------|----------------|---------|----------|--------|--------|---------|---------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------------|-------------|
| 羽  |     | 湯      |    | 湯           | 湯   | 湯                | 可              | 均       | 曽        | 雄      | 2      | F       | 村                                     | 黄           | 横           | 植           | 黄      | 7                 | L \         |
| 後  |     | 沢      |    | 沢           | 沢   | Ü                | 5              | В       | Ħ        | 物      | )<br>J | 戈       | =<br> <br> <br>                       | F<br>青      | 手           | =           | F      | 朔                 | 邶           |
| 高  |     | 商工     |    | 北土          | 稲   | 青                | 訢              | 清       | 笥        | 川      | 青      | 盲       | [B                                    | 麦<br>芝      | 城南          | 青           | 訢      | Ī                 | 与           |
| 等  |     | 高      |    | 高等          | ЛП  | <u></u>          | 争              | <u></u> | 争        | 高等     | 4      | <b></b> | ß                                     | ,<br>完<br>s | 高           | <b>4</b>    | 争      | 4                 | 宇           |
| 学  |     | 等<br>学 |    | 学           | 分   | 4                | 之              | 当       | 学        | 学      | 4      | 学       | 作会                                    | 黄子青麦学完有学学交  | 等学          | 当           | 之      | 4                 | 学           |
| 校  |     | 校      |    | ,<br>校      | 校   | <u> </u>         | 艾              | ا<br>t  | 交        | ,<br>校 | t.     | 交       | = = = = = = = = = = = = = = = = = = = | 学<br>交      | 校           | t.          | 交      | 木                 | 交           |
| 普  | 電   | 情      | 商  | 普           | 普   | 理                | 普              | 農       | 総        | 普      | 総      | 普       | 総                                     | 普           | 普           | 理           | 普      | 福                 | 普           |
|    | 子   | 報      |    |             |     |                  |                | 業       | 合        |        | 合ビ     |         | 合                                     |             |             |             |        |                   |             |
| 通  | 機   | 処      | 業  | 通           | 通   | 数                | 通              | 科       | _<br>  学 | 通      | ジネ     | 通       | 技                                     | 通           | 通           | 数           | 通      | 祉                 | 通           |
|    | 械   | 理      |    |             |     |                  |                | 学       |          |        | ス      |         | 術                                     |             |             |             |        |                   |             |
| 科  | 科   | 科      | 科  | 科           | 科   | 科                | 科              | 科       | 科        | 科      | 科      | 科       | 科                                     | 科           | 科           | 科           | 科      | 科                 | 科           |
| 男女 | 男女  | 男女     | 男女 | 女           | 男女  | 身步               | 見<br>て         | 男女      | 男女       | 男女     | 男女     | 男女      | 男女                                    | 男女          | 男女          | <b>り</b>    | 見<br>て | 身步                | 見て          |
| _  | L   | _      | _  | _           | _   | _<br>=           |                |         | =        |        | _      | , at    | rt                                    | =           |             | _<br>-{     |        |                   | <u>-</u>    |
| 五名 | 七〇名 | 三五名    | 五名 | 〇<br>五<br>名 | 三五名 | 三<br>三<br>子<br>名 | <u>.</u><br>1. | 四〇名     | 一〇名      | 一〇名    | 三五名    | 八〇名     | 八〇名                                   | 一〇名         | 〇<br>〇<br>名 | 1<br>丑<br>名 | I.     | [2]<br>(2)<br>(3) | ≝<br>⊃<br>Z |

藤原与

本間利は

1

国会議員関係政治団体以外の政治団体

その他の政治団体

(注) コース十八名と木材技術コース十七名に分けて募集する。 雄 能代工業高等学校の建築・木材科の募集人員三五名は、 勝 高 等 学 校 普 通 科 男女 八〇名

定時制の課程 建築

| 柞   | <br>黄  | 角   | 本   |     | 秋      |        | 能   | 大   |        |
|-----|--------|-----|-----|-----|--------|--------|-----|-----|--------|
| 目   | F      | 館   | 荘   |     | 田明     |        | 代工  | 館   | 学      |
| 青   | 盲      | 高   | 高   |     | 徳      |        | 業   | 高   | ,<br>校 |
| 속   | 宇      | 等   | 等   |     | 高      |        | 高   | 等   |        |
| 当   | 学      | 学   | 学   |     | 徳館高等学校 |        | 等学  | 学   | 名      |
| 札   | 交      | 校   | 校   |     | 校      |        | 校   | 校   |        |
| 普通科 | 普通科    | 普   | 普   | 普通科 | 普通科    | 普通科    | 普   | 普   | 学      |
| (Ⅱ部 | I<br>部 | 通   | 通   | 部部  | (日部)   |        | 通   | 通   | 科      |
| 部   | 部      | 科   | 科   | 部   | 部      | I<br>部 | 科   | 科   | 名      |
| 男女  | 男女     | 男女  | 男女  | 男女  | 男女     | 男女     | 男女  | 男女  | 募集     |
| 四〇名 | 四〇名    | 四〇名 | 四〇名 | 四〇名 | 四〇名    | 八〇名    | 四〇名 | 四〇名 | 募集人員   |
|     |        |     |     |     | ,      |        |     |     |        |
|     |        |     |     |     |        |        |     |     |        |

よる課程であり、秋田明徳館高等学校の普通科(Ⅰ部)は午前 である。また、横手高等学校定時制課程の普通科(Ⅰ部)は昼 の部、普通科(Ⅱ部)は午後の部、普通科(Ⅲ部)は夜間の部 秋田明徳館高等学校及び横手高等学校定時制課程は単位制に

> $(\equiv)$ の部、普通科(Ⅱ部)は夜間の部である。 くくり募集を行う学校名、課程及び学科名

| 普通科及び理数科            | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 沢 | 湯 |
|---------------------|--------|---|----|----|--------|---|---|
| 普通科及び理数科            | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 手 | 横 |
| 普通科及び福祉科            | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 郷 | 六 |
| 際科とび理数科及び国          | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 利 | 由 |
| 業化学科<br>土木科及び建築科及び工 | 全日制    | 杉 | 等  | 高  | 工<br>業 | H | 利 |
| 機械科及び電気科            | Î<br>J |   |    |    |        |   | k |
| 普通科及び理数科            | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 田 | 秋 |
| 普通科及び英語科            | 全日制    | 校 | 学  | 高等 | 北      | 代 | 能 |
| 普通科及び理数科            | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 代 | 能 |
| 普通科及び生活科学科          | 全日制    | 校 | 学  | 等  | 高      | 館 | 大 |
| 普通科及び理数科            | 全日制    | 校 | 等学 | 高  | 鳳鳴     | 館 | 大 |
| 学科名                 | 課程     |   | 名  | 校  | 学      |   |   |

合格者の発表

 $(\Xi)$   $(\Box)$  (-)前期選抜 平成二十二年二月九日

一般選抜 平成二十二年三月十二日 (金)

火

後期選抜 平成二十二年三月二十五日(木)

通信制の課程

- 募集学校 秋田明徳館高等学校
- 募集人員 男女約三〇〇名
- 入学願書の提出期日及び提出先
- (月) までと、同月十七日 (水) から同月二十六日 (金) ま 提出期日 平成二十二年三月一日 (月) から同月八日
- 徳館高等学校長 提出先 秋田市中通二丁目一番五十一号 秋田県立秋田明
- あっては同月三十日(火)に面接を実施する。 同月十七日(水)から同月二十六日(金)までに出願した者に 合格者の発表 平成二十二年三月一日(月)から同月八日 (月) までに出願した者にあっては同月十日 (水) に、また、 面接実施日 平成二十二年三月一日 (月) から同月八日
- 者にあっては四月一日(木)に発表する。 た、同月十七日(水)から同月二十六日(金)までに出願した (月) までに出願した者にあっては同月十二日(金)に、ま

十二年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるものと 入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「平成二

### 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第百四十一号

間に次の政治団体から設立の届出があったので、 項の規定により、平成二十一年七月一日から同月三十一日までの 第一項の規定に基づき、告示する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一 同法第七条の二

平成二十一年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

| 政治団体の名称      | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日      |
|--------------|-------|---------|-----------------|------------|
| <b>寸一後援会</b> | 大関新一  | 斉 藤 円 辰 | 湯沢市駒形町字三又高村百三十二 | 平成二十一年七月一日 |
| <b>心博後援会</b> | 本間孝一郎 | 本間慶一郎   | 横手市金沢中野字十二牲五十八  | 平成二十一年七月六日 |

| 西本あつし後援会        | 治連盟   | 秋田県ビルメン | 支部 支部 支部 東盟鷹巣町 | 秋田県農協政治連盟秋田み | 政治団体の名称できる。 |        | 文台 日本の                | 二 その他の政治団体 | 自日見三字脈導了音   | 自由民主党等美艺     | 国民新党秋田県支部  | II<br>?<br>E |                       | 政党 | 定により、平成二十一年政治資金規正法(昭和秋選管告示第百四十二号                                    | すずきこう後援会     | 坂川喜ク放役抄会                                |
|-----------------|-------|---------|----------------|--------------|-------------|--------|-----------------------|------------|---|--------------|------------|--------------|-----------------------|----|---|--------------|---|
| - A             |       | メンテナンス政 | 連盟鷹巣町          | 連盟秋田み        |             | · 4    | <b>公</b><br>尔         | 14         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 祁            | 部          | ₹<br>1       | 名<br>弥                |    | 一年七月一日か<br>  1号<br>  1号   1   1   1   1   1   1   1   1   1         | X            | 2                                       |
| 所 在 地           | 会計責任者 | 代表者     | 会計責任者          | 代表者          | 代表者         |        | <b>吴</b> 助 <b>事</b> 頁 |            | 会計責任者   | 代表者          | 会計責任者      |              | 異動事頁                  |    | (により、平成二十一年七月一日から同月三十一日までの間に次政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規選管告示第百四十二号 | 寿松木          | 切り                                      |
|                 | 加賀谷   | 土田田     | 佐藤吉            | 進藤           | 小林          |        |                       |            | 間渕利   | 佐藤正          | 藤原正        |              |                       |    | での間に次 一   | 太一           | 喜ク友                                     |
| 由利本荘市矢島町城内字築館三― | 清 清   | 整       | 美              | 勇太郎          | 昶           | 新      | 内                     |            | 夫   | 孝            | 三三         | 新            | 内                     |    | 平成二十一年八月二十一日同法第七条の二第一項の規定にの政治団体から届出事項に異動                            | 寿松木 由喜子      | 音和                                      |
|                 |       |         |                |              |             |        |                       |            |   |              |            |              |                       |    | 平成二十一年八月二十一日同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があ         | 横手市大雄字田根森四十一 | 日利之羽下幕門舎沙口三一二                           |
| 横手市平鹿町浅舞字小泉三百三十 | 部義一   | 加藤      | 寺田満廣           | 加藤保廣         | 岸部有三        |        |                       |            | 国<br>田<br>四<br>朗  | 津谷永光         | 加藤正義       |              |                       |    | 旦示する。   | 四十一—四        | ======================================= |
| 泉三百三十           |       |         |                |              |             | IH     | 容                     |            |   |              |            | IH           | 容                     |    | 秋   |              |   |
| 亚               | 7     | Z.      | 巫              | NZ.          | NZ.         |        |                       |            | V   | E.           | 灭          |              |                       |    | 秋田県選挙管理委員会委員長   |              |   |
| 平成二十一年七月六日      |       | 平戈二十一   | 平成二十一年七月二日     | 平成二十一年七月二日   | 平成二十一年七月一日  | £<br>4 | 届出年月日                 |            | 国<br>原<br>二<br>二<br>一<br>一<br>全<br>全<br>1<br>1<br>月<br>二<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>日<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | r发二十一手匕引二十一日 | 平成二十一年七月十日 | }<br>4       | 国<br>出<br>手<br>月<br>日 |    | 委員会委員長 田 中 伸  | 平成二十一年七月二十四日 | 平成二十一年七月十7日                             |

石川ひとみと共に歩む会

堀内和夫後援会

代

表

者

茂 木

正 美

堀

内 和

夫

平成二十一年七月十三日

平成二十一年七月十日

富

樫

仁

英

石川ひとみを育てる会

会

計 責

任

者 菊

地 弘

子

政治団体の名称

石川ひとみと共に歩む会

| 平原                            | 戊21                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第  | 秋選管告示第百四十四号                   |
| たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表す | 一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され |
| 平成二十一年八月二十一日                  | る。                            |

| 平成21年8月   | 21 日         | (金曜)        | ∃)  |           |  | 秋     | E            | В       | 県            | 公            | 報                    |   |              |               |  |
|---|--------------|-------------|---|-----------|--|-------|--------------|---------|--------------|--------------|----------------------|---|--------------|---------------|--|
| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第 <b>秋選管告示第百四十四号</b> | 阿部信孝後援会      | 土橋吉晴後援会     | 政   | 一その他の政治団体 | 一項の規定により、平成二十一年政治資金規正法(昭和二十三年 <b>秋選管告示第百四十三号</b> |       | 石川れんじろう後援会   |         | 税理士による二田孝治後援 |              | 北央支部<br>秋田県農協政治連盟あきた | 支部  | 秋田県農協政治連盟かづの | ささき清勝後援会      |  |
| 法律第百九十四号)第                                      |              |             | 、平成二十一年七月一日から同月三十一日まで(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第十三号 |           | 会計責任者  | 会計責任者 | 代表者          | 所 在 地   | 代表者          | 会計責任者        | 代表者                  | 所 在 地   |              |               |  |
| た<br>で<br>元<br>項<br>の<br>で<br>、<br>規            |              |             | 420   |           | <br>規 の<br>定 間                                   |       | 藤原正三         | 宇佐見 康 伸 | 沓 澤 周 悦      | 秋田市楢山南中町六番四号 | 疋 田 俊一郎              | 川又久孝  | 中專一          | にかほ市平沢字坪貝二番地二 |  |
| -条第一項の規 政治団体から                                  | 部信孝          | 佐藤友幸        | 代表者氏名   |           | 平成二十一年八月二十一日に基づき、告示する。                           |       |              |         |              | 号            |                      |   |              | 地门            |  |
| の要旨を公表す   | 平成二十一年七月三十一日 | 平成二十一年七月十四日 | 解散年月日   |           | ったので、同条第三項の                                      |       | 加藤正義         | 後藤鐵男    | 齋 藤 典 男      |              | 佐藤                   | 児玉忠幸  | 山本喜三         | にかほ市畑字福田五十一番地 |  |
| 平成二十一年八月二十一日                                    | 平成二十一        | 平成二十一       |   |           | 秋田県選挙管   |       |              |         |              |              |                      |   |              |               |  |
| H   | 平成二十一年七月三十一日 | 年七月二十七日     | 届出年月日   |           | 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸                              |       | 平成二十一年七月二十七日 |         | 平成二十一年七月二十四日 |              | 平成二十一年七月二十三日         | 5<br>万<br>二<br>二<br>七<br>七<br>子<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う | 区第二十二年二月十六日  | 平成二十一年七月十五日   |  |

購読料金

発

行

者

秋

田

県

印

刷

秋田市山王四丁目一番一号

月三千六百七十五円(税込)

印

刷

者

| 秋田市山王七丁目五番二十九号 | 秋田市山王七丁目五番二十九号 | Panalimatsubara@matsubaramsatsuco.jp | W田市山王七丁目五番二十九号

秋 県 報 田 公 平成21年8月21日(金曜日) 第2107号 事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規 三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定 則をここに公布する。 秋選管告示第百四十六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、 冏 藤 収入及び支出のある団体 平成二十一年八月二十一日 届出をした者の氏名 報告書の要旨 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 出をした者の氏名 その他の政治団体 政治団体の名称 土橋吉晴後援会 (平成21年分) 報告年月日 平成21年7月27日 T 収入・支出の総額 部 原 収入総額 人 前年からの繰越額 秋田県選挙管理委員会委員長 本年の収入額 事 信 与 委 孝 員 会 横手市議会議員 湯沢市議会議員 公職 公職 規 則 の種 の種 類 類 田 中 阿部信孝後援会 藤原与一後援会 伸 1,699円 1,699円 名 名 部 9 づき、告示する。 び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。 の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基 規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及 別表第一能代市本庁の項中「、分室長」を削り、 平成二十一年八月二十一日 称 称 改正する規則 政治団体の名称 阿部信孝後援会 (平成21年分) 一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を ア 収入・支出の総額 報告年月日 平成21年7月31日 人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村、 T (イ) 支出総額 P 支出の内訳 収入総額 支出の内訳 政治活動費 取 資 横手市柳田字持田六十七番地 湯沢市駒形町字三又高村百三十二 機関紙誌の発行その他の事業費 秋田県人事委員会委員長 ŋ 機関紙誌の発行事業費 消 金 L 主たる事務所の所在地 た 主たる事務所の所在 管 資 金 理 柴 管 田 「教育次長 理 团 一宏 13,740円 団 地 1,699円 1,699円 1,699円 1,699円 1,699円 体 体 佐」の下に「、室長補佐」を加え、同表大館市出先機関の項中 主管」を「部長、次長」に改め、同表大館市本庁の項中「所長補 あったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示す 二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出が 秋選管告示第百四十五号 「学校給食センター一所長」を削る。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 この規則は、公布の日から施行する。 平成二十一年八月二十一日  $\Xi$ 阿 大 支出総額 代表者氏名 代表者氏名 関 部 秋田県選挙管理委員会委員長 前年からの繰越額 秋田県選挙管理委員会委員長 本年の収入額 新 信 孝 平成二十一年七月三十一 平成二十一年七月一日 届 届 出 出 年 年 田 田 月 月 日 日 中 中 日 伸 伸 13,740円 **□** 음